

国道 483 号北近畿豊岡自動車道照明施設 P F I 事業

事業概要書（案）

1. これまでの経緯

国土交通省では、平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定された『地球温暖化対策計画』における政府目標である『L E D 等高効率照明が、2030 年（令和 12 年）までにストックで 100% 普及の実現』に向けて、全国の直轄国道に整備されている道路照明の L E D 化を推進しているところである。

これまでの整備手法としては、通常の請負工事として L E D 灯具への取替工事を発注してきたが、目標達成に向けては更なるスピードアップが求められることから、一事業における整備範囲を拡大し複数年に亘る長期事業とすることで効率化を図ることとしている。

この効率化を実効的に推進する手法として、P F I 方式を導入することにより、以下のメリットが考えられる。

① L C C の最適化、早期整備による電気代削減、業務効率化によるコストの縮減

② 整備後に割賦払いで事業費を支払うことによる、財政支出の平準化

③ 長期契約、包括業務により、地元業者にとっての長期安定的な雇用の確保や経営への貢献

これらを踏まえ、昨年度、全国初の試みとして大阪国道事務所管内の道路照明の L E D 化について、P F I 方式で事業者選定が実施され、令和 8 年 3 月に事業契約を締結した。

以上のとおり、冒頭の目標達成に向け、「P F I 事業」を導入することにより、早期の L E D 化実現を目指すものである。

2. 事業の目的

国道 483 号北近畿豊岡自動車道照明施設 P F I 事業（以下、「本事業」という。）は、豊岡河川国道事務所管内の国道 483 号（北近畿豊岡自動車道）に設置されている道路照明のうち、事業対象となる道路照明（以下、「取替前照明施設」という。）を L E D 道路照明（以下、「取替後照明施設」という。）に取替え、事業期間中引き続き維持補修を行うものである。設計、取替工事、工事監理、維持補修の包括発注とすることで、全体コストの最適化を図るとともに、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

3. 事業内容

(1) 事業名称：国道 483 号北近畿豊岡自動車道照明施設 P F I 事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類：道路附属物等（道路照明）

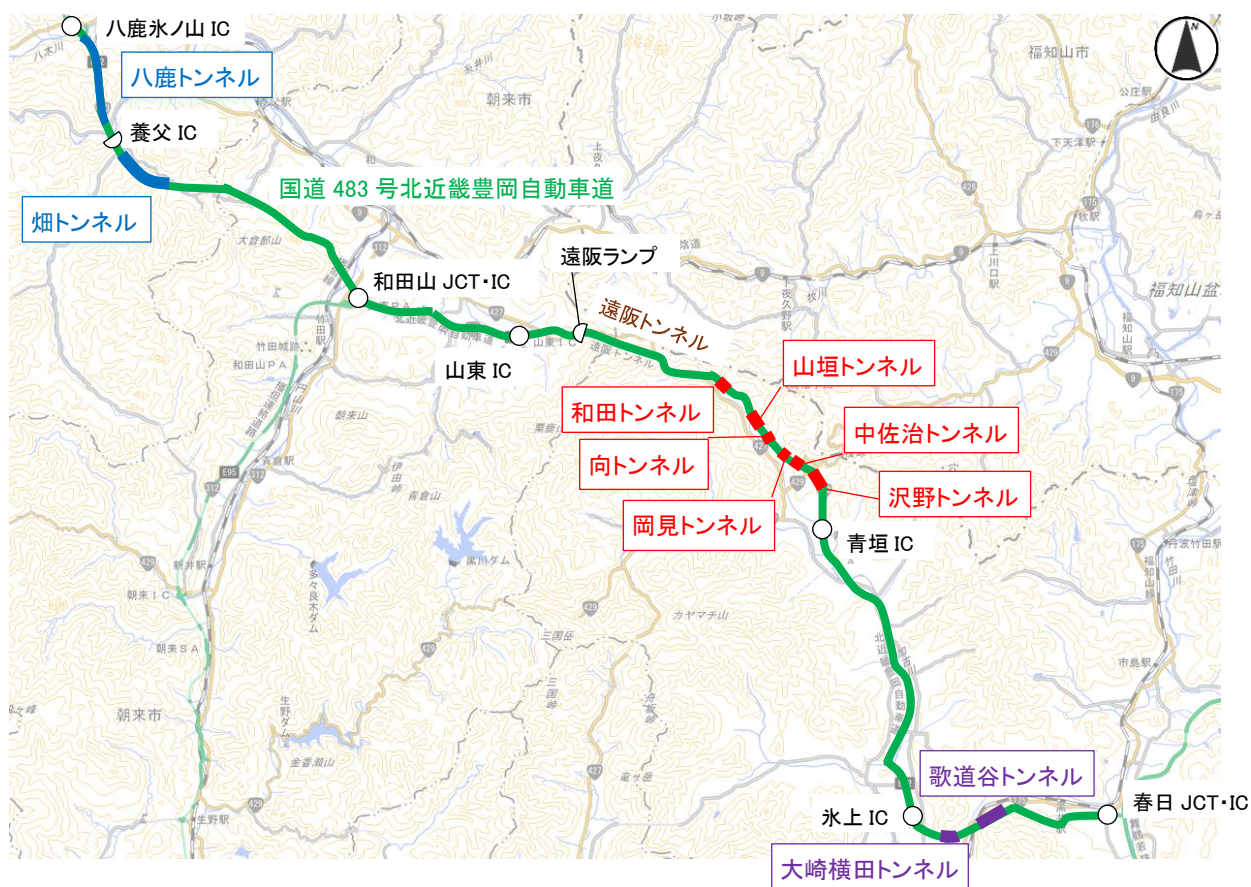
(3) 事業場所

ア 所在地：兵庫県養父市八鹿町米里～兵庫県丹波市春日町石オ

イ 事業対象：一般国道 483 号（北近畿豊岡自動車道）沿線のうち、表 1 に示すトンネル照明（以下、「本施設」という。）

表 1 本事業の対象となるトンネル照明施設の想定パターン

事業対象 パターン ※本調査を 踏まえ検討	トンネル名	延長 (単位：m)	照明数・種別（取替前照明施設）（単位：灯）		
			高圧ナトリウム	セラミック メタルハライド	蛍光灯
A	和田トンネル	297	154	－	48
	山垣トンネル	663	260	－	124
	向トンネル	168	104	－	30
	岡見トンネル	241	128	－	38
	中佐治トンネル	340	172	－	54
	沢野トンネル	317	164	－	50
B	八鹿トンネル	2,990	－	488	24
	畑トンネル	1,805	－	346	6
C	大崎横田トンネル	464	174	－	122
	歌道谷トンネル	987	218	－	314



出典：地理院タイル（標準地図）を加工して作成

図 1 本事業の対象となるトンネル照明施設の位置図

(4) 事業方式

本事業は、以下に示す事業方式（ＢＴＯ（Build Transfer Operate）方式）で実施する。

民間事業者は、事業対象区域において、事業期間中に照明施設を取替える設計、取替工事を行い、整備完了後に順次、取替後照明施設の所有権を国に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が満了するまで、取替後照明施設の維持補修業務を行うこととする。

(5) 業務内容

本事業において民間事業者が実施する業務は、次のとおりである。

ア 設計業務

(ア) 事前調査業務（現地踏査等）

(イ) 詳細設計業務

イ 取替工事業務

(ア) ＬＥＤ道路照明灯具等の選定・調達業務

(イ) ＬＥＤ道路照明への取替工事業務

(ウ) 撤去した照明施設の収集運搬・産業廃棄物処分業務

(エ) 道路照明台帳更新業務

ウ 工事監理業務

エ 維持補修業務

(ア) 点検業務

(イ) 補修工事業務

(ウ) 道路照明台帳更新・管理業務

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、国と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下、「事業契約」という。）の締結日から令和 19 年 3 月 31 日までの約 9 年間を予定する。

事業契約締結	令和 10 年 3 月（予定）
事業期間	事業契約締結日～令和 19 年 3 月 31 日
取替工事業務実施期間 （設計業務、取替工事業務、 工事監理業務を実施）	事業契約締結日～令和 13 年 3 月 31 日 ※ 部分引渡しがされた場合、引渡し完了時点で当該区 間の取替工事業務は終了となります。
維持補修業務実施期間 （維持補修業務を実施）	令和 13 年 4 月 1 日～令和 19 年 3 月 31 日 ※ 部分引渡しがされた場合、引渡しを完了した施設か ら実施期間を前倒して維持補修業務を開始します。

※ LED照明の取替工事についての想定実施スケジュール

- ・ 取替えは、平日夜間（20:00～6:00）通行止めのうえ実施
- ・ 工事期間としては、リフレッシュ工事期間内（9月下旬～10月上旬予定）、及び関係機関等との協議の上決定する通行規制期間内（4月～6月頃までの一定期間）を想定
- ・ リフレッシュ工事期間は、遠阪トンネルを挟んで北部・南部のそれぞれで2週間程度（10平日程度、2区間で合計20営業日）を想定。（近畿地方整備局が別途発注する工事もあるため、施工区間、施工計画、資材搬入計画等について調整が必要。）

(7) 事業費の支払方法

ア 設計業務、取替工事業務及び工事監理業務に係る対価

近畿地方整備局は、設計業務、取替工事業務及び工事監理業務に係る対価について、全ての取替後照明施設を国へ所有権移転した後、令和13年度から令和18年度末までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。

なお、取替工事業務において指定部分の部分引渡しを受けた場合であっても、当該指定部分に対する取替工事業務費の部分払いは行わないものとする。また、本施設全ての引渡し完了が引渡予定日（令和13年3月末）より早まった場合であっても、取替工事業務費の支払期間の始期の前倒しは行わない。

イ 維持補修業務に係る対価

近畿地方整備局は、本施設の維持補修業務に係る対価について、事業契約に従い事業契約書に定める額を支払う。

なお、維持補修業務のうち定常的な業務（点検業務及び道路照明台帳更新・管理業務）に係る対価については、維持補修業務期間中に亘って均等に支払う予定であり、非定常的な業務（補修工事業務）に係る対価については、本事業開始以前の実績に基づき予め所定の数量を計上し、毎年度末における当該年度の実績に基づき、別途事業者支払いを行う予定である。また、部分引渡しが行われた場合、令和12年度までの当該区間の維持補修業務に係る対価については、毎年度末における当該年度の実績に基づき、発注者と協議を行った後、別途事業者支払いを行う予定である。

4. 民間事業者の選定方法

本事業は会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に定める一般競争入札に付するものとし、落札者の決定にあたっては、総合評価落札方式（会計法第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）を採用する。

また、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された協定の対象であり、入札手続は「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）に基づいて実施する。

5. 主な民間事業者の参加資格要件

(1) 民間事業者の構成

ア 事業者は3.(5)に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）であること。

イ 応募グループは、契約締結までに本事業を行うための特別目的会社（Special-Purpose-Company 以下、「SPC」という。）を会社法に基づく株式会社（平成17年法律第86条）として設立することを基本とする。なお、応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次の(ア)から(ウ)の要件を全て満たす場合をいい、この要件を満たしたSPCを設立しない場合、応募グループのうちで代表企業以外の者は構成企業とする。

(ア) 直近3期が債務超過でないこと。

(イ) 経常収支が3期連続で赤字でないこと。

(ウ) 3期以上の決算を迎えていること。

ウ 構成される企業（以下、「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行う。なお、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。

【SPCを設立する場合】

応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

(ア) 代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続を行う者

(イ) 構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業

(ウ) 協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業

【SPCを設立しない場合】

応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

(ア) 代表企業：構成員を代表し入札手続を行う者

(イ) 構成企業：代表企業以外の構成員

ただし、SPCを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、協定書を締結するものとする。

エ 入札参加表明書の提出時には構成員全てを明記し、代表企業、構成企業、協力企業の別を記載すること。

オ SPCへの出資については、次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすこと。

(ア) SPCの株主総会における代表企業及び構成企業の保有する議決権の合計が、全議決権の2分の1を超えること。

(イ) 代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

(ウ) SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、近畿地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

カ 応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、3.(5)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施する

こと又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が 3. (5)ウに掲げる工事監理業務と 3. (5)イ(イ)LED道路照明への取替工事業務を兼務して実施することはできない。また、3. (5)に掲げる業務以外の業務を実施するその他企業は、実施する業務を明らかにすること。

キ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料(提案書等)の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、近畿地方整備局と協議するものとし、近畿地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。

ク 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

ケ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

(2) 応募者共通の参加資格要件

ア 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ PFI 法(平成 11 年法律第 117 号)第 9 条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(当該手続開始の決定後、近畿地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けている者を除く。)でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

オ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。

カ 豊岡河川国道事務所が本事業に関する発注支援業務を令和 8 年度及び令和 9 年度に委託した者(再委託を受けた者も含む)あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

キ 有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

(3) 設計業務を実施する者(設計企業)の参加資格要件

ア 近畿地方整備局における令和 9・10 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

イ 平成 29 年度以降公告日までに完了した次の業務の実績を有すること。

・道路照明施設において、詳細設計を行った業務。

ウ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

(ア) 管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

- a. 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門：電気電子部門の選択科目に限る。）
- b. 博士（専攻分野：工学）
- c. 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者
- d. 国土交通省登録技術者資格（施設分野：電気施設・通信施設・制御処理システム一業務：計画・調査・設計）

(イ) 平成 29 年度以降公告日までに完了した次の業務の実績を有すること。

・道路照明施設において、詳細設計を行った業務。

(4) 取替工事業務を実施する者（取替工事企業）の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、3. (5)イに掲げる取替工事業務を実施する者（以下、「取替工事企業」という。）は、次のアからエまでの要件を満たさなければならない。また、取替工事業務のうち 3. (5)イ(ア)に掲げる LED 道路照明灯具等の選定・調達業務のみを実施する者を取替工事企業とは別に構成員とする場合はこの限りでなく、当該構成員は次のオの要件を満たせば良いものとする。

ア 近畿地方整備局における令和 9・10 年度一般競争（指名競争）参加資格「電気設備工事」の認定を受けていること。

イ 建設業法に基づく「電気工事業」の許可を受けていること。

ウ 平成 24 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した次の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること。

・建設業法でいう「電気工事業」に該当する工事。

エ 次の(ア)及び(イ)の基準を満たす配置予定技術者を配置できること。ただし、事業契約金額の内訳における取替工事業務の金額が 4,500 万円以上の場合は専任で配置できること。

営業所における専任の技術者は配置できない。（営業所とは建設業法第三条第一項に定めるものをいう。）ただし、平成 15 年 4 月 21 日付国総建第 18 号「営業所における専任の技術者の取扱いについて」に該当する場合は除く。

なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者としてすることができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者として競争参加資格を認めるものとする。

(ア) 配置予定技術者の資格等

【監理技術者を配置する場合】

- a. 1 級電気工事施工管理技士
- b. 技術士（建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門：建設、電気電子）
- c. 1 級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

【主任技術者を配置する場合】

- a. 1 級又は 2 級電気工事施工管理技士

- b. 技術士（建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門：建設、電気電子）
- c. 1級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
- d. 登録電気工事基幹技能者講習修了証を有する者。
- e. 第1種電気工事士の資格を有する者。
- f. 第2種電気工事士の資格を有し、合格後電気工事の実務経験を3年以上有する者。
- g. 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者の資格を有し、合格後電気工事の実務経験5年以上有する者。
- h. 建設業に係る建設工事（電気工事）について、電気工学、電気通信工学に関する学科を卒業後、3～5年以上の実務経験を有する者であること。

イ）高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む）、中等教育学校	5年以上
ロ）専修学校専門課程	5年以上
ハ）高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）	3年以上
ニ）大学（旧大学令による大学含む）	3年以上
ホ）短期大学	3年以上
ヘ）専修学校専門課程の場合で専門士若しくは高度専門士を称する場合	3年以上

- i. 電気工事の実務経験を10年以上有する者。

(イ) 配置予定技術者の工事経験

平成24年度以降に元請として完成し、引渡し完了した上記5.(4)ウの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

オ、令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 工事監理業務を実施する者（工事監理企業）の参加資格要件

ア 近畿地方整備局における令和9・10年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 平成24年度以降に完了した以下に示す業務の実績を有すること。

- ・特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

ウ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

(ア) 管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

- a. 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門：電気電子部門の選択科目に限る。）
- b. 1級電気工事施工管理技士
- c. 1級電気通信工事施工管理技士
- d. (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）
- e. RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）

(イ) 平成 24 年度以降に完了した以下に示す業務の実績を有すること。

- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した電気通信設備工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む）、公物管理補助業務（類する業務を含む）

(6) 維持補修業務を実施する者（維持補修企業）の参加資格要件

ア 近畿地方整備局における令和 9・10 年度一般競争（指名競争）参加資格「維持修繕工事」の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

なお、経常建設共同企業体（以下、「経常 JV」という。）や地域維持型建設共同企業体（以下、「地域 JV」という。）が、維持補修企業として本事業の入札に参加することは認めない。

イ 建設業法に基づく「電気工事業」の許可を受けていること。

ウ 平成 24 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した次の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること。

- ・建設業法でいう「電気工事業」に該当する工事。

エ 次の(ア)及び(イ)の基準を満たす配置予定技術者を配置できること。ただし、事業契約金額の内訳における維持補修業務の金額が 4,500 万円以上の場合は専任で配置できること。

営業所における専任の技術者は配置できない。（営業所とは建設業法第三条第一項に定めるものをいう。）ただし、平成 15 年 4 月 21 日付国総建第 18 号「営業所における専任の技術者の取扱いについて」に該当する場合は除く。

なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とする事で競争参加資格を認めるものとする。

(ア) 配置予定技術者の資格等

【監理技術者を配置する場合】

- 1 級電気工事施工管理技士
- 技術士（建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門：建設、電気電子）
- 1 級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。なお、「国土交通大臣が認定した者」とは、指定建設業 7 業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう（以下共通）。

【主任技術者を配置する場合】

- 1 級又は 2 級電気工事施工管理技士
- 技術士（建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門：建設、電気電子）
- 1 級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
- 登録電気工事基幹技能者講習修了証を有する者。

- e. 第1種電気工事士の資格を有する者。
 - f. 第2種電気工事士の資格を有し、合格後電気工事の実務経験を3年以上有する者。
 - g. 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者の資格を有し、合格後電気工事の実務経験5年以上有する者。
 - h. 建設業に係る建設工事（電気工事）について、電気工学、電気通信工学に関する学科を卒業後、3～5年以上の実務経験を有する者であること。（詳細は5.（4）エ（ア）h.と同じ）
 - i. 電気工事の実務経験を10年以上有する者。
- (イ) 配置予定技術者の工事経験
- 平成24年度以降に元請として完成し、引渡し完了した**上記5.（6）ウの要件を満たす工事**の経験を有する者であること。

(7) その他の業務を実施する者の参加資格要件

3. **(5)に掲げる業務以外の業務を実施する企業（その他企業）の参加資格要件は、応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。**

6. 本事業における業務内容及び留意事項

(1) 設計業務

ア 事前調査業務

事業者は、本施設の現状確認のための現地調査（現地踏査による道路照明台帳との照合等）を行うことにより、事業開始段階の本施設の不具合の有無や台帳との不整合を発見した場合は、近畿地方整備局と協議を行い、本事業で実施する各業務に基づき対応すること。

また、取替後照明施設への取替工事を円滑に実施するために、取替工事に先立って取替前照明施設の仕様等について現地調査し、その結果を近畿地方整備局へ報告し、近畿地方整備局と協議の上で取替対象となるLED照明等の仕様等を決定するものとする。

イ 詳細設計業務

- (ア) 事業者は、本施設の照明設備一式の詳細設計を行うものとする。
- (イ) 設計に際して、既設完成図書を参考とする。
- (ウ) 設計条件は以下のとおりとする。

①設備設計速度	70km/h
②交通方式	対面

- (エ) 対象トンネルの詳細な条件を以下に示す。

トンネル名	トンネル延長 (m)	現状交通量 (台/日)	トンネル等級	低圧受電 設備設計
和田トンネル	297	5,193	D等級	なし
山垣トンネル	663	5,193	B等級	なし

トンネル名	トンネル延長 (m)	現状交通量 (台/日)	トンネル等級	低圧受電 設備設計
向トンネル	168	5,193	D 等級	なし
岡見トンネル	241	5,193	D 等級	なし
中佐治トンネル	340	5,193	B 等級	なし
沢野トンネル	317	5,193	B 等級	なし
八鹿トンネル	2,990	8,528	A 等級	なし
畑トンネル	1,805	8,995	A 等級	なし
大崎横田トンネル	464	8,528	B 等級	なし
歌道谷トンネル	987	8,995	A 等級	なし

※照明数・種別については、P2 表 1 を参照

(ウ) 設計項目は以下のとおりとする。

項目名	概要
トンネル照明施設 設計	設計条件に基づく設計内容 平均路面輝度・野外輝度・輝度均斉度・視機能低下 グレア・誘導性、灯具配光、照明器具配置の検討 計画負荷一覧表の作成 光源、照明方式等の選定 配線方式、調光方式の検討、坑外灯の検討

(2) 取替工事業務

ア LED道路照明灯具等の選定・調達業務

取替工事業務で使用する器具及び材料（以下、「器材」という。）を、設計図書及び共通仕様書に示す規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものから選定し、新品で調達する業務。

イ 取替工事業務

(ア) 一般事項

- 事業者は、設計図書等に示す取替前照明施設を撤去し、取替後照明施設を設置すること。灯具のほか、配管・配線等についても取替えの対象とする。
- 事業者は、取替前照明施設について、提案した取替工事完了期限までに取替後照明施設への取替工事を終え、使用できる状態にすること。なお、部分検査を実施する場合はその合格をもって、部分検査を実施しない場合は完工確認検査の合格をもって当該取替後照明施設の所有権が国に移転するものとする。
- 事業者は、国への所有権移転が完了するまでは取替後照明施設を所有するものとし、その間の取替後照明施設の保全の義務を負う。

(イ) 業務期間

事業者は、事前調査業務及び設計業務の完了したエリアから順次取替工事に着手する

ものとし、取替工事完了期限（令和 13 年 3 月末）までにすべての取替前照明施設の取替工事を完了すること。

(ウ) LED 道路照明灯具の保守作業

事業者は、個々の取替後照明施設への取替工事完了（通電）後から部分検査あるいは完工確認検査が済むまでの間、取替後照明施設が正常な状態で使用できるよう保守管理すること。

ウ 撤去した照明施設の収集運搬・産業廃棄物処分業務

事業者は、既設照明灯の撤去品（照明器具・安定器及び灯具線等）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令により適切に処理するものとする。

エ 道路照明台帳更新業務

事業者は、道路照明台帳に記載された取替前照明施設の情報を取替後照明施設の情報に更新すること。

(3) 工事監理業務

事業者は、取替工事業務で実施する取替工事について、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査（自主検査）を実施すること。

(4) 維持補修業務

ア 点検業務

本事業の事業対象区域内にある国道道路照明（本施設）すべてを点検・維持する業務。

(ア) 巡回点検

道路照明施設の巡視と、故障原因の調査及び軽微な修理等を目的とし、原則として月 1 回事業区域内を巡回する。

(イ) 現地作業

事業者は、巡回点検の結果や近畿地方整備局からの指示により、道路照明施設故障の軽微な現場照査等を適宜実施するものとする。

巡回点検の結果や通報により判明した不具合で、交通に支障となっている器材等の撤去や現地での灯具の清掃などにより当該不具合が解消する補修を伴わない現地作業とし、数時間程度の作業で完了するものをいい、事業者は適宜実施するものとする。

(ウ) 清掃作業

事業者は、本事業の対象となるトンネルにおけるトンネル照明器具全数の灯具清掃を実施すること。なお、ナトリウムランプ、蛍光灯等によるトンネル照明器具については器具前面カバー及びランプ・反射板を清掃するものとし、LED トンネル照明器具清掃については表面清掃のみとする。

また、灯具清掃に併せて、器具の腐食状態及び取付アンカーボルトの打音確認を行うものとし、脱落するおそれがある灯具を発見した場合は、その場で近畿地方整備局へ報告を行い、指示を仰ぐものとする。なお、2 ヶ年で全トンネルの清掃を行う（事業期間中 3 回実施する）ものとする。

イ 補修工事業務

点検業務の結果あるいは近畿地方整備局からの指示等により、本施設のうち不具合や損傷が確認された照明を補修する工事。

ウ 道路照明台帳更新・管理業務

事業期間中、「道路施設基本データ作成要領（案）（近畿地方整備局版）」に基づき道路照明台帳を必要に応じて更新・管理する業務。

(5) 業務履行の検査等

ア 取替後照明施設の部分検査

事業者は、取替後照明施設の設置完了の都度、自主検査を行い、照明の所定性能が確保された状態で通電を行うこと。

なお、取替工事期間中、事業者が希望する場合、近畿地方整備局は、指定部分により 6 回（各年度 2 回）以内の部分引渡しを受けることを予定している。指定部分及び引渡し時期については近畿地方整備局との協議により決定するものとし、指定部分の LED 化完了の都度、部分検査を行い、当該検査の合格をもって検査対象となった取替後照明施設の所有権は国へ移転するものとする。

イ 取替後照明施設の完工確認検査

近畿地方整備局は、取替前照明施設の全ての LED 化が完了した後に、会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査（完工確認検査）を行う。

近畿地方整備局は、完工確認検査の結果、取替後照明施設が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって完工確認通知を発行し、取替工事業務に係る対価を支払う。

ウ 維持補修業務の検査

近畿地方整備局は、各年度の業務完了時に会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査（完了検査）を行い、維持補修業務に係る対価を支払う。

(6) 電気需給契約に関する資料の作成について

本事業における補修工事や取替工事により取替前照明施設を取替後照明施設に取替えた場合、事業者は、それまでの電力需給契約を変更するために、近畿地方整備局を契約者とする電力会社が定める電気供給約款に基づく申請資料を作成し、近畿地方整備局の確認を受けた上で電力会社に提出（申請）を行うこと。